

○国家公安委員会告示第五十三号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第百八条の二十八第一項及び第四項の規定に基づき、交通の法に関する教則（昭和五十三年国家公安委員会告示第三号）及び交通安全教育指針（平成十年国家公安委員会告示第十五号）の一部を次のように改正したので、告示する。

令和四年十二月二十三日

国家公安委員会委員長 谷 公一

（交通の方法に関する教則の一部改正）

第一条 交通の方法に関する教則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、

改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 歩行者の心得</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 <u>歩行者などの通るところ</u></p> <p>[第3節～第9節 略]</p> <p>第10節 高齢者の安全</p> <p>第11節 遠隔操作型小型車の通行</p> <p>[第3章～第11章 略]</p> <p>用語のまとめ</p> <p>付表</p> <p>[1～4 略]</p> <p>5 <u>移動用小型車標識</u>など</p> <p><b>第1章 歩行者と運転者に共通の心得</b></p> <p>車は、私たちの生活から切り離せない身近な文明の利器になっています。しかし、その反面、使い方を誤ると悲惨な交通事故を起こす凶器になったり、騒音、振動などにより沿道住民に大きな被害を及ぼす原因になったりします。また、自分勝手な通行の仕方がもとで争いが生じ、人間関係を険悪化させる場面も日常よく見受けられます。</p> <p>くるま社会においては、歩行者も運転者もそれぞれの責任を自覚</p>	<p>目次</p> <p>第1章 [同左]</p> <p>第2章 歩行者の心得</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 <u>歩行者</u>の通るところ</p> <p>[第3節～第9節 同左]</p> <p>第10節 高齢者の安全</p> <p>[第3章～第11章 同左]</p> <p>用語のまとめ</p> <p>付表</p> <p>[1～4 同左]</p> <p>5 <u>初心運転者標識</u>など</p> <p><b>第1章 歩行者と運転者に共通の心得</b></p> <p>[同左]</p>

して、周りの人に迷惑を掛けず、安全、快適に通行することができるような交通環境をつくりあげるよう努めなければなりません。そのためには、あらかじめ、車と交通について正しい知識を持ち、正しい交通の方法を身に付けておくとともに、実際の交通の場においても、自分本位でなく相手に対する思いやりの気持ちを持つて、判断し、行動することが必要です。

この教則は、歩行者と運転者が、それぞれの責任を自覚して、安全、快適なくるま社会を築いていくための手引きとして作られたものです。繰り返し読んで、正しい交通の方法を理解し、身に付けるとともに、友人や家族、特に子供たちにも折に触れて教えてあげるようにして下さい。

#### 第1節 基本的な心構え

1 [略]

2 道路を通行するときの心構え

道路を通行するときは、決められた交通規則を守ることはもちろん、それ以外にも、道路や交通の状況に応じて、個々に細かい配慮をしなければなりません。ほかの人々が安全に通行できるように配慮することは、運転者や歩行者としての社会的責任でもあります。道路を通行するときには、次のような心構えを忘れないようにしましょう。

[(1)～(4) 略]

(5) 自動車の運転者はもちろん、歩行者や自転車に乗る人も、自動車の死角、内輪差など自動車の特性をよく知っておくこと。

#### 第1節 基本的な心構え

1 [同左]

2 [同左]

[同左]

[(1)～(4) 同左]

(5) 自動車の運転者はもちろん、歩行者や自転車に乗る人も、自動車の死角、内輪差など自動車の特性をよく知っておくこと。

(6) 自動運転車（第5章第9節3の自動運転車をいいます。）については、運転者が前方を見ないで使われることもあることをよく知っておくこと。また、特定自動運行（自動運転車が整備不良車両に該当することとなつたとき又は搭載されている自動運行装置の使用が使用条件を満たさないこととなつたときに、直ちに自動的に安全な方法で当該自動運転車を停止させることができる自動運行装置を使用条件内で使用して当該自動運転車を運行することをいいます。）中の自動運転車については、運転者がいないことや道路上で突然停止することがあることをよく知っておくこと。

(7) 遠隔操作型小型車（第2章第1節3の遠隔操作型小型車をいいます。）については、通行させている人が近くにいないこともあることや道路上で突然停止することがあることをよく知っておくこと。

(8) [略]

## 第2節 信号、標識・標示に従うこと

### 1 信号の意味

[(1)・(2) 略]

(3) 人の形の記号のある信号は、歩行者及び遠隔操作型小型車（

また、自動運転車（第5章第9節3の自動運転車をいいます。）については、運転者が前方を見ないで使われることもあることや機能に限界があり常に衝突を回避できるものではないことをよく知っておくこと。

[加える。]

[加える。]

(6) [同左]

## 第2節 信号、標識・標示に従うこと

### 1 [同左]

[(1)・(2) 同左]

(3) 人の形の記号のある信号は、歩行者と横断歩道を進行する普

遠隔操作により道路を通行しているものに限ります。以下この(3)において同じです。)と横断歩道を進行する普通自転車(第3章第1節3の普通自転車をいいます。)に対するものですが、その他の自転車もその信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されている(付表2(1))場合は、その信号機の信号に従わなければなりません。この場合の信号機の信号の意味は付表1(2)のとおりです。また、「バス専用」などの標示板(付表2(1))のある信号機の信号は、その示されている車(注1)を対象としています。このように車や歩行者及び遠隔操作型小型車に対して信号が特定されているときは、その特定された信号に従わなければなりません。

(4) [略]

## 2 標識の意味

[(1)~(5) 略]

(6) 規制標識など本標識の意味を補足するものとして補助標識が用いられることがあります。補助標識は、普通、本標識の下に取り付けられており、規制の理由を示したり、規制が適用される時間、曜日、自動車の種類などを特定しています。なお、車の種類を特定する場合などには、付表4のような略称を用いることがあります。

## 3 [略]

### 第2章 歩行者の心得

歩行者は、この章に書かれている事柄を守りましょう。

通自転車(第3章第1節3の普通自転車をいいます。)に対するものですが、その他の自転車もその信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されている(付表2(1))場合は、その信号機の信号に従わなければなりません。この場合の信号機の信号の意味は付表1(2)のとおりです。また、「バス専用」などの標示板(付表2(1))のある信号機の信号は、その示されている車(注1)を対象としています。このように車や歩行者に対して信号が特定されているときは、その特定された信号に従わなければなりません。

(4) [同左]

## 2 [同左]

[(1)~(5) 同左]

(6) 規制標識など本標識の意味を補足するものとして補助標識が用いられることがあります。補助標識は、普通、本標識の下に取り付けられており、規制の理由を示したり、規制が適用される時間、曜日、自動車の種類などを特定しています。なお、車の種類を特定する場合には、付表4のような略称を用いることがあります。

## 3 [同左]

### 第2章 歩行者の心得

[同左]

## 第1節 歩行者と同じ交通規則となる人

次の人の交通規則は、歩行者と同じです。

### 1 移動用小型車を通行させている人

移動用小型車は、人の移動の用に供するための原動機を用いる小型の車（遠隔操作により通行させることができるものを除きます。）であつて、次の基準を満たすもののうち、身体障害者用の車以外のものをいいます。TSマークの付いたものは、これらの基準を満たしています。

なお、移動用小型車を道路において通行させる人は、移動用小型車マーク（付表5(1)）を付けなければなりません。

- (1) 長さは120センチメートル、幅は70センチメートル、高さはヘッドサポートを除いた部分の高さが120センチメートルをそれぞれ超えないこと。
- (2) 原動機として、電動機を用いること。
- (3) 時速6キロメートルを超える速度を出すことができないこと。
- (4) 鋭い突出部のないこと。

### 2 身体障害者用の車を通行させている人

原動機を用いる身体障害者用の車は、次の基準を満たすものに限られ、遠隔操作により通行させることができるものは除かれます。TSマークの付いたものは、これらの基準を満たしています。

〔(1)～(5) 略〕

## 第1節 歩行者と同じ交通規則となる人

〔同左〕

〔加える。〕

### 1 身体障害者用の車椅子を通行させている人

原動機を用いる車椅子が身体障害者用の車椅子とされるための基準は、次のとおりです。TSマークの付いた車椅子は、これらの基準を満たしています。

〔(1)～(5) 同左〕

3 遠隔操作を行わないで遠隔操作型小型車を通行させている人

[加える。]

遠隔操作型小型車は、人又は物の運送の用に供するための原動機を用いる小型の車であつて、遠隔操作により通行させることができるもののうち、車体の大きさ及び構造が(1)の基準を満たすものであり、かつ、(2)の基準を満たす非常停止装置を備えているものをいいます。TSマークの付いたものは、これらの基準を満たしています。

なお、遠隔操作型小型車を道路において通行させる人は、遠隔操作型小型車マーク（付表5(2)）を付けなければなりません。

(1) 車体の大きさ及び構造

ア 長さは120センチメートル、幅は70センチメートル、高さはセンサー、カメラその他の通行時の周囲の状況を検知するための装置やヘッドサポートを除いた部分の高さが120センチメートルをそれぞれ超えないこと。

イ 原動機として、電動機を用いること。

ウ 時速6キロメートルを超える速度を出すことができないこと。

エ 鋭い突出部のないこと。

(2) 非常停止装置

ア 押しボタン（車体の前方及び後方から容易に操作できるものに限り、ます。）の操作により作動するものであること。

イ アの押しボタンとその周囲の部分との色の明度などの差が大きいことにより当該押しボタンを容易に識別できるもので

あること。

ウ 作動時に直ちに原動機を停止させるものであること。

4 三輪車などの小児用の車を通行させている人

5 歩行補助車、乳母車やショッピング・カート（台車など）を通行させている人

原動機を用いる歩行補助車、乳母車又はショッピング・カートについては、次の基準を満たすものに限られます。TSマークの付いたものは、これらの基準を満たしています。

[(1)～(5) 略]

6 歩きながら用いるための車（普通自転車のサドルを垂直にして使用することができないようにした車など）を通行させている人

歩きながら用いるための車は、次の基準（原動機を用いないものにあつては(1)の基準）を満たすものに限られます。

[(1)～(5) 略]

7 [略]

## 第2節 歩行者などの通るところ

[1・2 略]

3 歩道も幅の十分な路側帯もない道路では、歩行者及び遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限り、以下この節において同じです。）は道路の右端を通らなければなりません。しかし、右端を通ると横断を繰り返すことになってかえって危険な場合などは左端を通ることができます。

4 歩行者用道路（注3）では、歩行者及び遠隔操作型小型車は道

[加える。]

2 歩行補助車、小児用の車（乳母車や三輪車など）やショッピング・カートを通行させている人

原動機を用いる歩行補助車、小児用の車又はショッピング・カートについては、次の基準を満たすものに限られます。TSマークの付いたものは、これらの基準を満たしています。

[(1)～(5) 同左]

3 歩きながら用いるための車（台車など）を通行させている人

[同左]

[(1)～(5) 同左]

4 [同左]

## 第2節 歩行者の通るところ

[1・2 同左]

3 歩道も幅の十分な路側帯もない道路では、歩行者は道路の右端を通らなければなりません。しかし、右端を通ると横断を繰り返すことになってかえって危険な場合などは左端を通ることができます。

4 歩行者用道路（注3）では、歩行者は道路の中央部を通ること

路の中央部を通ることができますが、通行の認められた車が通ることがありますから、注意しましょう。

- 5 標識によつて歩行者及び遠隔操作型小型車の通行が禁止されている道路や高速自動車国道や自動車専用道路に入つてはいけません。

### 第3節 横断の仕方

#### 1 横断の場所

横断歩道や信号機のある交差点が近くにあるところでは、その横断歩道や交差点で横断しなければなりません。また、横断歩道橋や横断用地下道が近くにあるところでは、できるだけその施設を利用しましょう。

なお、「歩行者等横断禁止」の標識（付表3(1)42)のあるところでは、横断をしてはいけません。ガードレールのあるところで横断するのも極めて危険です。また、自転車横断帯には入らないようにしましょう。

[2・3 略]

### 第8節 身体の不自由な人の安全

#### 1 [略]

- 2 身体障害者用の車とは、身体が不自由で歩行が困難な人が移動するための車のことですから、その他の人は道路では使わないようにしましょう。

#### 3 [略]

### 第11節 遠隔操作型小型車の通行

ができますが、通行の認められた車が通ることがありますから、注意しましょう。

- 5 標識によつて歩行者の通行が禁止されている道路や高速自動車国道や自動車専用道路に入つてはいけません。

### 第3節 横断の仕方

#### 1 横断の場所

横断歩道や信号機のある交差点が近くにあるところでは、その横断歩道や交差点で横断しなければなりません。また、横断歩道橋や横断用地下道が近くにあるところでは、できるだけその施設を利用しましょう。

なお、「歩行者横断禁止」の標識（付表3(1)42)のあるところでは、横断をしてはいけません。ガードレールのあるところで横断するのも極めて危険です。また、自転車横断帯には入らないようにしましょう。

[2・3 同左]

### 第8節 身体の不自由な人の安全

#### 1 [同左]

- 2 身体障害者用の車いすとは、身体が不自由で歩行が困難な人が移動するための車いすのことですから、その他の人は道路では使わないようにしましょう。

#### 3 [同左]

[節を加える。]

## 1 通行に当たつての注意

- (1) 遠隔操作型小型車を道路において通行させる前には、必ずその遠隔操作型小型車の見やすい箇所に遠隔操作型小型車マーク（付表5(2)）を付けていることを確かめましょう。
- (2) 道路における遠隔操作による通行を開始しようとする一週間前までに、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」といいます。）に届け出なければなりません。

## 2 遠隔操作型小型車の通行方法

- (1) 遠隔操作により道路を通行する遠隔操作型小型車の通行方法は、原則として歩行者と同じです。ただし、歩行者の通行を妨げることとなるときは、歩行者に進路を譲らなければなりません。
- (2) 遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う人は、遠隔操作のための装置を確実に操作し、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で通行させなければなりません。

### 第3章 自転車に乗る人の心得

自転車の通行方法は、特別の場合のほかは自動車と同じです。自転車に乗るときは、特にこの章に書かれている事柄に注意しましょう。

#### 第1節 自転車の正しい乗り方

##### 1 自転車に乗るに当たつての心得

[(1)～(7) 略]

(8) 自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。

### 第3章 自転車に乗る人の心得

[同左]

#### 第1節 自転車の正しい乗り方

##### 1 [同左]

[(1)～(7) 同左]

[加える。]

乗車用ヘルメットは、努めてSGマークなどの安全性を示すマークの付いたものを使い、あごひもを確実に締めるなど正しく着用しましょう。

(9) [略]

[削る。]

[(10)・(11) 略]

[2～4 略]

#### 第4章 自動車を運転する前の心得

##### 第1節 運転に当たつての注意

#### 1 運転免許証などを確かめるなどすること

(1) 自動車を運転する前には、必ず次のことを確かめましょう。

[ア～ウ 略]

エ 準中型免許を受けて1年を経過していない初心運転者が準中型自動車を運転するときは、その車の前と後ろの定められた位置に初心者マーク（付表5(3)）を付けていること。

オ 準中型免許又は普通免許を受けて1年を経過していない初心運転者が普通自動車を運転するときは、その車の前と後ろの定められた位置に初心者マーク（付表5(3)）を付けていること。

カ 両耳の聴力が補聴器を用いても10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえない程度の聴覚障害のあることを理由に免許に条件を付されている運転者が準中型自動車又は

(8) [同左]

(9) 自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットなどの交通事故による被害の軽減に資する器具を着用するようにしましょう。

[(10)・(11) 同左]

[2～4 同左]

#### 第4章 自動車を運転する前の心得

##### 第1節 運転に当たつての注意

#### 1 [同左]

(1) [同左]

[ア～ウ 同左]

エ 準中型免許を受けて1年を経過していない初心運転者が準中型自動車を運転するときは、その車の前と後ろの定められた位置に初心者マーク（付表5(1)）を付けていること。

オ 準中型免許又は普通免許を受けて1年を経過していない初心運転者が普通自動車を運転するときは、その車の前と後ろの定められた位置に初心者マーク（付表5(1)）を付けていること。

カ 両耳の聴力が補聴器を用いても10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえない程度の聴覚障害のあることを理由に免許に条件を付されている運転者が準中型自動車又は

普通自動車を運転するときは、その車の前と後ろの定められた位置に聴覚障害者マーク（付表 5 (5)）を付けていること。

キ [略]

- (2) 70歳以上の高齢運転者が普通自動車を運転するときは、その車の前と後ろの定められた位置に高齢者マーク（付表 5 (4)）を付けるようにしましょう。
- (3) 肢体不自由であることを理由に免許に条件が付されている身体の不自由な運転者が普通自動車を運転するときは、その車の前と後ろの定められた位置に身体障害者マーク（付表 5 (6)）を付けるようにしましょう。

[2～4 略]

## 第2節 運転免許の仕組み

道路で自動車や原動機付自転車を運転するときは、その車種やけん引などの状態に応じた免許を受け、その免許証を携帯しなければなりません。

また、違反行為をしたり、交通事故を起こしたりした際に警察官から提示を求められた場合には、免許証を提示しなければなりません。

なお、免許を受けていても免許の停止処分中の者はその期間運転することはできません。

### 1 運転免許の区分

運転免許には、次の三種のものが 있습니다。

[(1)・(2) 略]

普通自動車を運転するときは、その車の前と後ろの定められた位置に聴覚障害者マーク（付表 5 (3)）を付けていること。

キ [同左]

- (2) 70歳以上の高齢運転者が普通自動車を運転するときは、その車の前と後ろの定められた位置に高齢者マーク（付表 5 (2)）を付けるようにしましょう。
- (3) 肢体不自由であることを理由に免許に条件が付されている身体の不自由な運転者が普通自動車を運転するときは、その車の前と後ろの定められた位置に身体障害者マーク（付表 5 (4)）を付けるようにしましょう。

[2～4 同左]

## 第2節 運転免許の仕組み

[同左]

### 1 [同左]

[同左]

[(1)・(2) 同左]

(3) 仮運転免許

第一種免許を受けようとする者が、練習などのために大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を運転しようとする場合の免許をいいます。仮運転免許を受けた者が練習のため大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を運転するときは、その車を運転することのできる第一種免許を3年以上受けている者や第二種免許を受けている者などを横に乗せ、その指導を受けながら運転しなければなりません。この場合、車の前と後ろに仮免許練習標識（付表5(7)）を定められた位置に付けなければなりません。

[2～4 略]

**第5章 自動車の運転の方法**

**第2節 自動車の通行するところ**

[1～6 略]

7 通行してはいけないところ

- (1) 「通行止め」、「車両通行止め」、「自転車及び歩行者等専用」、「歩行者等専用」などの標識（付表3(1)1、2、29、30）によつて通行が禁止されている道路を通行してはいけません。

[(2)～(6) 略]

**第3節 歩行者の保護など**

[1・2 略]

3 身体の不自由な人の保護

(3) 仮運転免許

第一種免許を受けようとする者が、練習などのために大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を運転しようとする場合の免許をいいます。仮運転免許を受けた者が練習のため大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を運転するときは、その車を運転することのできる第一種免許を3年以上受けている者や第二種免許を受けている者などを横に乗せ、その指導を受けながら運転しなければなりません。この場合、車の前と後ろに仮免許練習標識（付表5(5)）を定められた位置に付けなければなりません。

[2～4 同左]

**第5章 自動車の運転の方法**

**第2節 自動車の通行するところ**

[1～6 同左]

7 [同左]

- (1) 「通行止め」、「車両通行止め」、「自転車及び歩行者専用」、「歩行者専用」などの標識（付表3(1)1、2、29、30）によつて通行が禁止されている道路を通行してはいけません。

[(2)～(6) 同左]

**第3節 歩行者の保護など**

[1・2 同左]

3 身体の不自由な人の保護

身体障害者用の車で通行している人がいる場合や白や黄のつえを持った人や盲導犬を連れた人が歩いている場合には、一時停止か徐行をして、これらの人が安全に通れるようにしなければなりません。

[4～10 略]

#### 第8節 駐車と停車

[1～4 略]

##### 5 高齢運転者等専用場所等での駐車、停車

(1) 駐停車や駐車が禁止されている場所であつても、標識（付表3(1)52の2、53の2）により標章車に限り駐車や停車が認められている場所（高齢運転者等専用場所）では、専用場所駐車標章（付表5(8)）に登録（車両）番号が記載されている普通自動車のみが駐車や停車ができます。

[(2)～(5) 略]

##### 6 [略]

##### 7 放置車両確認標章

(1) 違法に駐車している車に対しては、放置車両確認標章（付表5(9)）が取り付けられることがあります。放置車両確認標章を取り付けられた車の使用者は、公安委員会から、放置違反金の納付を命ぜられることがあります。

[(2)・(3) 略]

[8～10 略]

#### 第9章 旅客自動車や代行運転自動車の運転者などの心得

身体障害者用の車いで通行している人がいる場合や白や黄のつえを持った人や盲導犬を連れた人が歩いている場合には、一時停止か徐行をして、これらの人が安全に通れるようにしなければなりません。

[4～10 同左]

#### 第8節 駐車と停車

[1～4 同左]

##### 5 [同左]

(1) 駐停車や駐車が禁止されている場所であつても、標識（付表3(1)52の2、53の2）により標章車に限り駐車や停車が認められている場所（高齢運転者等専用場所）では、専用場所駐車標章（付表5(6)）に登録（車両）番号が記載されている普通自動車のみが駐車や停車ができます。

[(2)～(5) 同左]

##### 6 [同左]

##### 7 [同左]

(1) 違法に駐車している車に対しては、放置車両確認標章（付表5(7)）が取り付けられることがあります。放置車両確認標章を取り付けられた車の使用者は、公安委員会から、放置違反金の納付を命ぜられることがあります。

[(2)・(3) 同左]

[8～10 同左]

#### 第9章 旅客自動車や代行運転自動車の運転者などの心得

1 [略]

2 その他の心得

このほか、旅客自動車などの運転者その他の乗務員や事業者は、次の事柄を守りましょう。

[(1)～(9) 略]

(10) 代行運転自動車の運転者は、代行運転自動車標識（付表 5 (10)）を表示しなければならないこと。

#### 第10章 交通事故、故障、災害などのとき

##### 第3節 災害などのとき

[1～3 略]

4 災害が発生したときなどに災害対策基本法による交通の規制が行われたときなど

災害対策基本法により、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている都道府県（これに隣接し又は近接する都道府県を含む。）において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるときは、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止され、又は制限されます。

また、原子力災害対策特別措置法により、原子力緊急事態宣言があつたときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間についても同様です。

この交通の規制が行われた場合、通行禁止区域等（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいいます。）内の一般車両の運転者は次の措置をとらなければなりません。

1 [同左]

2 [同左]

[同左]

[(1)～(9) 同左]

(10) 代行運転自動車の運転者は、代行運転自動車標識（付表 5 (8)）を表示しなければならないこと。

#### 第10章 交通事故、故障、災害などのとき

##### 第3節 災害などのとき

[1～3 同左]

4 災害が発生したときなどに災害対策基本法による交通の規制が行われたとき

災害対策基本法により、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている都道府県（これに隣接し又は近接する都道府県を含む。）において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるときは、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止され、又は制限されます。

この交通の規制が行われた場合、通行禁止区域等（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいいます。）内の一般車両の運転者は次の措置をとらなければなりません。

(1) 速やかに、車を次の場所へ移動させること。

ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

(2) 速やかな移動が困難なときは、車をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

(3) 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車を移動又は駐車すること。

なお、警察官は、通行禁止区域等において車などが緊急通行車両の通行の妨害となつているときは、その車の運転者などに対して必要な措置をとることを命じることがあります。運転者などが命令された措置をとらなかつたり、現場にいないために措置をとることを命じることができないときは、警察官が、自らその措置をとることがあります。この場合、やむを得ない限度において、車などを破損することがあります。また、これらの警察官の命令等の職務については、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣に従事する自衛官や消防吏員が行うことがあります。

5 [略]

**第11章** 自動車所有者、使用者、安全運転管理者、自動車運転代行業者などの心得

**第2節** 使用者、安全運転管理者、自動車運転代行業者などの義務

(1) 速やかに、車を次の場所へ移動させること。

ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

(2) 速やかな移動が困難なときは、車をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

(3) 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車を移動又は駐車すること。

なお、警察官は、通行禁止区域等において車などが緊急通行車両の通行の妨害となつているときは、その車の運転者などに対して必要な措置をとることを命じることがあります。運転者などが命令された措置をとらなかつたり、現場にいないために措置をとることを命じることができないときは、警察官が、自らその措置をとることがあります。この場合、やむを得ない限度において、車などを破損することがあります。また、これらの警察官の命令等の職務については、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣に従事する自衛官や消防吏員が行うことがあります。

5 [同左]

**第11章** 自動車所有者、使用者、安全運転管理者、自動車運転代行業者などの心得

**第2節** 使用者、安全運転管理者、自動車運転代行業者などの義務

[ 1 略]

2 安全運転管理者など

[(1)~(3) 略]

(4) 自動車の使用者は、安全運転管理者に対し、その業務を行うため必要な権限を与えるとともに、その業務を行うため必要な機材を整備しなければなりません。

(5) [略]

付表 1 信号の種類と意味

(1) 信号機の信号

信号の種類	信号の意味
青色の灯火	(1) <u>歩行者及び遠隔操作型小型車</u> （遠隔操作により道路を通行しているものに限りです。）は、進むことができます。 [(2)・(3) 略]
黄色の灯火	(1) <u>歩行者及び遠隔操作型小型車</u> は、横断を始めてはいけません。横断中の歩行者及び遠隔操作型小型車は、速やかに横断を終わるか、横断をやめて引き返さなければなりません。 (2) [略]
赤色の灯火	(1) <u>歩行者及び遠隔操作型小型車</u> は、横断してはいけません。 [(2)~(4) 略]
人の形の記	(1) <u>歩行者及び遠隔操作型小型車</u> は進むことができます。

[ 1 同左]

2 [同左]

[(1)~(3) 同左]

[加える。]

(4) [同左]

付表 1 信号の種類と意味

(1) 信号機の信号

信号の種類	信号の意味
青色の灯火	(1) <u>歩行者</u> は、進むことができます。 [(2)・(3) 同左]
黄色の灯火	(1) <u>歩行者</u> は、横断を始めてはいけません。横断中の者は、速やかに横断を終わるか、横断をやめて引き返さなければなりません。 (2) [同左]
赤色の灯火	(1) <u>歩行者</u> は、横断してはいけません。 [(2)~(4) 同左]
人の形の記	(1) <u>歩行者</u> は進むことができます。

号がある青色の灯火	きます。 (2) [略]
人の形の記号がある青色の灯火の点滅	(1) <u>歩行者及び遠隔操作型小型車</u> は、横断を始めてはいけません。 <u>横断中の歩行者及び遠隔操作型小型車</u> は、速やかに横断を終わるか、横断をやめて引き返さなければなりません。 (2) [略]
人の形の記号がある赤色の灯火	(1) <u>歩行者及び遠隔操作型小型車</u> は、横断してはいけません。 (2) [略]
[略]	
黄色の灯火の矢印	路面電車は、黄色の灯火や赤色の灯火の信号であつても矢印の方向に進むことができますが、 <u>歩行者及び遠隔操作型小型車</u> や車は、進んではいけません。
黄色の灯火の点滅	<u>歩行者及び遠隔操作型小型車</u> や車や路面電車は、他の交通に注意して進むことができます。
赤色の灯火の点滅	(1) <u>歩行者及び遠隔操作型小型車</u> は、ほかの交通に注意して進むことができます。 (2) [略]
備考 [略]	

(2) 歩行者用の信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されている場合の信号

号がある青色の灯火	(2) [同左]
人の形の記号がある青色の灯火の点滅	(1) <u>歩行者</u> は、横断を始めてはいけません。 <u>横断中の者は</u> 、速やかに横断を終わるか、横断をやめて引き返さなければなりません。 (2) [同左]
人の形の記号がある赤色の灯火	(1) <u>歩行者</u> は、横断してはいけません。 (2) [同左]
[同左]	
黄色の灯火の矢印	路面電車は、黄色の灯火や赤色の灯火の信号であつても矢印の方向に進むことができますが、 <u>歩行者</u> や車は、進んではいけません。
黄色の灯火の点滅	<u>歩行者</u> や車や路面電車は、他の交通に注意して進むことができます。
赤色の灯火の点滅	(1) <u>歩行者</u> は、ほかの交通に注意して進むことができます。 (2) [同左]
備考 [同左]	

(2) 歩行者用の信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されている場合の信号

信号の種類	信号の意味
人の形の記号がある青色の灯火	(1) <u>歩行者及び遠隔操作型小型車</u> は、進むことができます。 (2) [略]
人の形の記号がある青色の灯火の点滅	(1) <u>歩行者及び遠隔操作型小型車</u> は、横断を始めてはいけません。 <u>横断中の歩行者及び遠隔操作型小型車</u> は、速やかに横断を終わるか、横断をやめて引き返さなければなりません。 (2) [略]
人の形の記号がある赤色の灯火	(1) <u>歩行者及び遠隔操作型小型車</u> は、横断してはいけません。 [(2)~(4) 略]
備考 [略]	

(3) [略]

付表3 標識・標示の種類と意味

(1) 標識

ア 規制標識

種類	番号	表示する意味	色
	1	<u>歩行者、遠隔操作型小型車、車、路面電車</u> の通行止め	斜めの帯とわくは赤 縁と地は白、文字

信号の種類	信号の意味
人の形の記号がある青色の灯火	(1) <u>歩行者</u> は、進むことができます。 (2) [同左]
人の形の記号がある青色の灯火の点滅	(1) <u>歩行者</u> は、横断を始めてはいけません。 <u>横断中の者は</u> 、速やかに横断を終わるか、横断をやめて引き返さなければなりません。 (2) [同左]
人の形の記号がある赤色の灯火	(1) <u>歩行者</u> は、横断してはいけません。 [(2)~(4) 同左]
備考 [同左]	

(3) [同左]

付表3 標識・標示の種類と意味

(1) 標識

ア 規制標識

種類	番号	表示する意味	色
	1	<u>歩行者、車、路面電車</u> の通行止め	斜めの帯とわくは赤 縁と地は白、文字

			は青
[略]			
自転車専用 	28	(1) 自転車道や自転車専用道路（自転車だけの通行のために設けられた道路）の指定 (2) 普通自転車以外の車、 <u>歩行者及び遠隔操作型小型車</u> の通行禁止	同上
<u>自転車及び歩行者等専用</u> 	29	(1) 自転車歩行者専用道路の指定 (2) 普通自転車以外の車の通行止め (3) 普通自転車が歩道を通行できることの指定	同上
<u>歩行者等専用</u> 	30	(1) 歩行者専用道路（歩行者だけの通行のために設けられた道路）の指定 (2) 歩行者用道路の指定	同上

			は青
[同左]			
自転車専用 	28	(1) 自転車道や自転車専用道路（自転車だけの通行のために設けられた道路）の指定 (2) 普通自転車以外の車と <u>歩行者</u> の通行禁止	同上
<u>自転車および歩行者専用</u> 	29	(1) 自転車歩行者専用道路の指定 (2) 普通自転車以外の車の通行止め (3) 普通自転車が歩道を通行できることの指定	同上
<u>歩行者専用</u> 	30	(1) 歩行者専用道路（歩行者だけの通行のために設けられた道路）の指定 (2) 歩行者用道路の指定	同上

[略]

<p>歩行者等通行止め</p> 	<p>41</p>	<p>歩行者及び遠隔操作 型小型車の通行の禁 止</p>	<p>文字と記 号は青 斜めの帯 とわくは 赤 縁と地は 白</p>
<p>歩行者等横断禁止</p>  	<p>42</p>	<p>歩行者及び遠隔操作 型小型車の横断の禁 止</p>	<p>同上</p>
<p>備考 [略]</p>			

イ [略]

ウ 補助標識

種類	番号	表示する意味	色
----	----	--------	---

[同左]

<p>歩行者通行止め</p> 	<p>41</p>	<p>歩行者の通行の禁止</p>	<p>文字と記 号は青 斜めの帯 とわくは 赤 縁と地は 白</p>
<p>歩行者横断禁止</p>  	<p>42</p>	<p>歩行者の横断の禁止</p>	<p>同上</p>
<p>備考 [同左]</p>			

イ [同左]

ウ 補助標識

種類	番号	表示する意味	色
----	----	--------	---

[略]

遠隔操作型小型車 <b>遠隔小型</b> <b>遠隔小型を除く</b>	73の 5	本標識が表示する交通規制について、遠隔操作型小型車に限りその対象となるかどうかを示すこと	[1～5 略]
駐車余地 <b>駐車余地6m</b>	74	自動車が駐車する場合、その右側に空けなければならない余地	

[略]

[エ・オ 略]

(2) 標示

ア [略]

イ 指示標示

種類	番号	意味	色
[略]			
斜め横断可 1 時間を限定して行う場合	26	<u>歩行者及び遠隔操作型小型車</u> が交差点で斜めに横断できること	同上

[同左]

駐車余地 <b>駐車余地6m</b>	74	自動車が駐車する場合、その右側に空けなければならない余地	[1～5 同左]
-----------------------	----	------------------------------	-------------

[同左]

[エ・オ 同左]

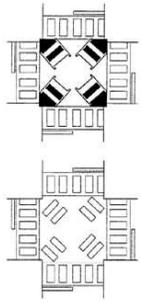
(2) 標示

ア [同左]

イ 指示標示

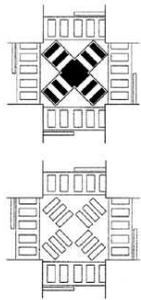
種類	番号	意味	色
[同左]			
斜め横断可 1 時間を限定して行う場合	26	<u>歩行者</u> が交差点で斜めに横断できること	同上

と

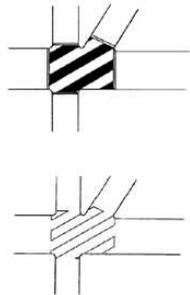


2 終日行う場合

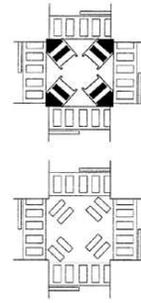
(1)



(2)

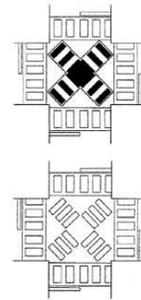


[略]

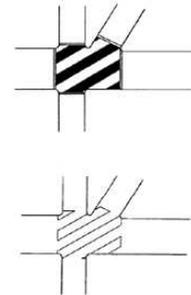


2 終日行う場合

(1)



(2)



[同左]

備考 [略]

[略]

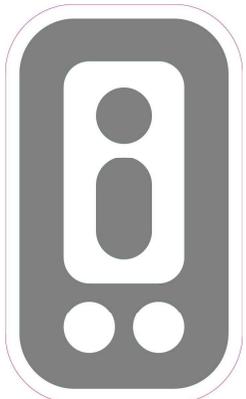
付表4 車両の種類と略称

[略]

備考 このほか、補助標識板に遠隔操作型小型車を表示するときは、「遠隔小型」という略称を用いることがあります。

付表5 移動用小型車標識など

(1) 移動用小型車標識

	縁及びマークは白、地の部分は青緑、地の部分は反射材
--	---------------------------

(2) 遠隔操作型小型車標識

	縁及びマークは白、地の部分は青緑、地の部分は反射材
---	---------------------------

備考 [同左]

[同左]

付表4 車両の種類と略称

[同左]

[加える。]

付表5 初心運転者標識など

[加える。]

[加える。]

[(3)~(10) 略]

[(1)~(8) 同左]

備考 表中の [ ] の記載は注記である。

(交通安全教育指針の一部改正)

第二条 交通安全教育指針の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>第2章 交通安全教育の内容及び方法</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 児童に対する交通安全教育</b></p> <p>児童に対する交通安全教育は、1に定める目的を達成するため、2に定める事項を内容として実施する。</p> <p>なお、この場合において、配慮すべき事項は3に定めるとおりとし、また、4に定めるところにより児童の保護者に対しての交通安全教育を実施する。</p> <p>[1～3 略]</p> <p>4 児童の保護者に対する交通安全教育の実施</p> <p>児童が安全に道路を通行することができるようにするためには、児童の父母等の保護者が日常生活の中で、児童に対して交通安全教育を行うことが効果的である。特に、低学年の児童に対しては、安全に道路を通行するために必要な技能及び知識が十分に備わっていないおそれがあることから、保護者による交通安全教育が重要である。</p> <p>そこで、指導者は、保護者に対して交通安全教育を実施する機会を設けるほか、児童に対する交通安全教育を実施する場合は、必要に応じて保護者の同伴を求め、また、保護者が参加できない場合は、児童に対する交通安全教育において保護者が果たすべき役割、児童に指導すべき事項等について記載した資料を児童に持</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2章 交通安全教育の内容及び方法</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 児童に対する交通安全教育</b></p> <p>[同左]</p> <p>[1～3 同左]</p> <p>4 [同左]</p> <p>[同左]</p>

ち帰らせるなどにより保護者に対する交通安全教育を行う。

なお、具体的には、以下の内容について指導する。

〔(1)～(3) 略〕

(4) 児童が安全に自転車を利用するために必要な事項

児童が自転車に乗車する場合は、児童が乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならないこと及び保護者が児童に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならないことを理解させる。また、児童の体格に合った自転車を選び、交通ルールの遵守及び交通マナーの実践を怠って自転車を利用すると危険であることを児童に理解させるように指導する。さらに、道路外の安全な所で児童に自転車の正しい乗り方を指導するとともに、正しい乗り方を習得するまでは、児童に自転車を利用して道路を通行させたり、保護者の目の届かない所で練習させたりしないように指導する。

児童と共に、「交通の方法に関する教則」（昭和53年国家公安委員会告示第3号。以下「教則」という。）第3章第1節2を参照して自転車を点検するように指導するとともに、夜間等には前照灯をつけなければならないこと等の通行に関して注意すべき事項及び歩行者等に対して注意すべき事項を教えるように指導する。

〔(5)・(6) 略〕

**第3節 中学生に対する交通安全教育**

中学生に対する交通安全教育は、1に定める目的を達成するため

〔(1)～(3) 同左〕

(4) 児童が安全に自転車を利用するために必要な事項

児童に自転車を利用させる場合は、児童に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならないことを理解させる。また、児童の体格に合った自転車を選び、交通ルールの遵守及び交通マナーの実践を怠って自転車を利用すると危険であることを児童に理解させるように指導する。さらに、道路外の安全な所で児童に自転車の正しい乗り方を指導するとともに、正しい乗り方を習得するまでは、児童に自転車を利用して道路を通行させたり、保護者の目の届かない所で練習させたりしないように指導する。

児童と共に、「交通の方法に関する教則」（昭和53年国家公安委員会告示第3号。以下「教則」という。）第3章第1節2を参照して自転車を点検するように指導するとともに、夜間等には前照灯をつけなければならないこと等の通行に関して注意すべき事項及び歩行者等に対して注意すべき事項を教えるように指導する。

〔(5)・(6) 同左〕

**第3節 中学生に対する交通安全教育**

〔同左〕

、2に定める事項を内容として実施する。

なお、この場合において、配慮すべき事項は3に定めるとおりとする。

1 [略]

2 中学生に対する交通安全教育の内容

[(1)・(2) 略]

(3) 自転車の利用者の心得

ア [略]

イ 内容

(7) 自転車の正しい乗り方の実践

13歳以上の者は、道路標識等により普通自転車が歩道を通行できるとされている場合及び安全を確保するため普通自転車が歩道を通行することがやむを得ない場合のほかは、車道又は自転車道の左端を通行しなければならないことを理解させる。また、自転車乗用中の中学生が当事者である交通事故の発生原因を、交通事故の実例を挙げるなどして説明し、交通ルールを遵守しなかった場合の危険性について理解させるとともに、自転車の正しい乗り方について、交差点の通行の仕方等の第2章第2節2(4)イの事項を再確認させ、実際に道路を通行する場合には確実に実践することができるように指導する。特に、体格に合わない自転車に乗ること、傘を差したり、携帯電話の通話又は操作をしたりしながら走行すること、二人乗りで走行するこ

1 [同左]

2 [同左]

[(1)・(2) 同左]

(3) [同左]

ア [同左]

イ [同左]

(7) 自転車の正しい乗り方の実践

13歳以上の者は、道路標識等により普通自転車が歩道を通行できるとされている場合及び安全を確保するため普通自転車が歩道を通行することがやむを得ない場合のほかは、車道又は自転車道の左端を通行しなければならないことを理解させる。また、自転車乗用中の中学生が当事者である交通事故の発生原因を、交通事故の実例を挙げるなどして説明し、交通ルールを遵守しなかった場合の危険性について理解させるとともに、自転車の正しい乗り方について、交差点の通行の仕方等の第2章第2節2(4)イの事項を再確認させ、実際に道路を通行する場合には確実に実践することができるように指導する。特に、体格に合わない自転車に乗ること、傘を差したり、携帯電話の通話又は操作をしたりしながら走行すること、二人乗りで走行するこ

と、ヘッドホンの使用等による周囲の音が十分聞こえないような状態で走行すること等の危険性を考えさせ、これらの行為が交通事故の発生原因となることを理解させる。さらに、交通事故が発生した場合の乗車用ヘルメットの被害軽減効果を理解させるとともに、自転車に乗車する場合は乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならないことを理解させ、乗車用ヘルメットを着用するように指導する。

(イ) [略]

[(4)・(5) 略]

3 [略]

#### 第4節 高校生に対する交通安全教育

高校生に対する交通安全教育は、1に定める目的を達成するため、2に定める事項を内容として実施する。

なお、この場合において、配慮すべき事項は3に定めるとおりとする。

1 [略]

2 高校生に対する交通安全教育の内容

[(1)・(2) 略]

(3) 自転車の利用者の心得

ア [略]

イ 内容

自転車乗用中の高校生が当事者である交通事故の発生原因

と、ヘッドホンの使用等による周囲の音が十分聞こえないような状態で走行すること等の危険性を考えさせ、これらの行為が交通事故の発生原因となることを理解させる。さらに、交通事故が発生した場合の乗車用ヘルメットの被害軽減効果を理解させ、乗車用ヘルメットの着用を促す。

(イ) [同左]

[(4)・(5) 同左]

3 [同左]

#### 第4節 高校生に対する交通安全教育

[同左]

1 [同左]

2 [同左]

[(1)・(2) 同左]

(3) [同左]

ア [同左]

イ 内容

自転車乗用中の高校生が当事者である交通事故の発生原因

を、交通事故の実例を挙げるなどして説明し、交通ルールを遵守しなかった場合の危険性を理解させるとともに、道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行することができるように指導する。また、必要に応じて自転車を用いて実技訓練を実施するなどして、点検及び正しい乗り方を確実に実践することができるように指導する。さらに、交通事故が発生した場合の乗車用ヘルメットの被害軽減効果を理解させるとともに、自転車に乗車する場合は乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならないことを理解させ、乗車用ヘルメットを着用するように指導する。

[(4)・(5) 略]

3 [略]

### 第5節 成人に対する交通安全教育

[1～3 略]

4 歩行者等に対する交通安全教育

歩行者等に対する交通安全教育は、(1)に定める目的を達成するため、(2)に定める事項を内容として実施する。

なお、この場合において、配慮すべき事項は(3)に定めるとおりとする。

(1) [略]

(2) 歩行者等に対する交通安全教育の内容

歩行者等に対する交通安全教育においては、以下の事項を説明するなどして、交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する

を、交通事故の実例を挙げるなどして説明し、交通ルールを遵守しなかった場合の危険性を理解させるとともに、道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行することができるように指導する。また、必要に応じて自転車を用いて実技訓練を実施するなどして、点検及び正しい乗り方を確実に実践することができるように指導する。さらに、交通事故が発生した場合の乗車用ヘルメットの被害軽減効果を理解させ、乗車用ヘルメットの着用を促す。

[(4)・(5) 同左]

3 [同左]

### 第5節 成人に対する交通安全教育

[1～3 同左]

4 [同左]

[同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

[同左]

ことの必要性を再確認させる。また、免許を受けていない、交通安全教育の受講経験がない等の理由から、交通ルール等に関する理解が十分でない者に対しては、歩行者等として安全に道路を通行するために習得する必要がある事項を教則第2章及び第3章の内容に沿って指導する。

ア [略]

イ 自転車の利用者の心得

[ア～オ] 略]

(カ) 交通事故が発生した場合の乗車用ヘルメットの被害軽減効果及び乗車用ヘルメットの着用に関する努力義務

ウ [略]

(3) [略]

#### 第6節 高齢者に対する交通安全教育

高齢者に対する交通安全教育は、1に定める目的を達成するため、2に定める事項を内容として実施する。

なお、この場合において、配慮すべき事項は3に定めるとおりとし、また、4に定めるところにより高齢者の家族等に対しての交通安全教育を実施する。

1 [略]

2 高齢者に対する交通安全教育の内容

(1) [略]

(2) 歩行者の心得

ア [略]

ア [同左]

イ [同左]

[ア～オ] 同左]

(カ) 交通事故が発生した場合の乗車用ヘルメットの被害軽減効果

ウ [同左]

(3) [同左]

#### 第6節 高齢者に対する交通安全教育

[同左]

1 [同左]

2 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

ア [同左]

イ 内容

(ア) [略]

(イ) 電動車椅子等を用いる場合に注意すべき事項

電動車椅子等（道路交通法第2条第1項第11号の4に規定する身体障害者用の車であって原動機を用いるものをいう。以下同じ。）を通行させている者は、道路交通法上歩行者とされていることから、電動車椅子等を通行させている場合は、歩行者として交通ルールを遵守し、交通マナーを実践しなければならないことを理解させる。また、電動車椅子等は、機種ごとに、操作方法、走行性能等の特性が異なることから、それらを十分に把握し、道路外の安全な場所で操作方法を習得した上で道路を通行するように指導する。

(ウ) [略]

(3) [略]

(4) 自転車の利用者の心得

ア [略]

イ 内容

[ア・イ] 略]

(ウ) 安全に自転車に乗るために習得する必要がある事項

免許を受けていない、交通安全教育の受講経験がない等の理由から、交通ルール等に関する理解が十分でない者に対しては、安全に自転車に乗るために習得する必要がある

イ [同左]

(ア) [同左]

(イ) 電動車いすを用いる場合に注意すべき事項

電動車いす（道路交通法第2条第1項第11号の3に規定する身体障害者用の車いすであって原動機を用いるものをいう。以下同じ。）を通行させている者は、道路交通法上歩行者とされていることから、電動車いすを通行させている場合は、歩行者として交通ルールを遵守し、交通マナーを実践しなければならないことを理解させる。また、電動車いすは、機種ごとに、操作方法、走行性能等の特性が異なることから、それらを十分に把握し、道路外の安全な場所で操作方法を習得した上で道路を通行するように指導する。

(ウ) [同左]

(3) [同左]

(4) [同左]

ア [同左]

イ [同左]

[ア・イ] 同左]

(ウ) 安全に自転車に乗るために習得する必要がある事項

免許を受けていない、交通安全教育の受講経験がない等の理由から、交通ルール等に関する理解が十分でない者に対しては、安全に自転車に乗るために習得する必要がある

事項を、教則第3章の内容に沿って指導する。特に、70歳以上の者が普通自転車を利用する場合は歩道を通行することができるが、歩道では原則として直ちに停止できるような速度で徐行し、警察官又は交通巡視員が歩道を通行してはならない旨を指示した場合はその指示に従わなければならないことを理解させる。また、交通事故が発生した場合の乗車用ヘルメットの被害軽減効果を理解させるとともに、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならないことを理解させ、乗車用ヘルメットを着用するように指導する。

[(5)~(7) 略]

3 [略]

4 家族等に対する交通安全教育の実施

高齢者が加齢に伴う身体の機能の変化を自覚し、安全に道路を通行するためには、家族等の理解と協力が必要である。

そこで、高齢者に対する交通安全教育を実施する場合は、指導者は、可能であれば家族等の同伴を求め、家族等が参加できない場合は、高齢者に対する交通安全教育において家族等が果たすべき役割、高齢者に指導すべき事項等について記載した資料を高齢者に持ち帰らせるなどにより、家族等に対する交通安全教育を行う。

なお、具体的には以下の内容について指導する。

[(1)・(2) 略]

事項を、教則第3章の内容に沿って指導する。特に、70歳以上の者が普通自転車を利用する場合は歩道を通行することができるが、歩道では原則として直ちに停止できるような速度で徐行し、警察官又は交通巡視員が歩道を通行してはならない旨を指示した場合はその指示に従わなければならないことを理解させる。また、交通事故が発生した場合の乗車用ヘルメットの被害軽減効果を理解させ、乗車用ヘルメットの着用を促す。

[(5)~(7) 同左]

3 [同左]

4 [同左]

[同左]

[(1)・(2) 同左]

(3) 高齢者が安全に自転車を利用するために必要な事項

自転車乗用中の高齢者が当事者である交通事故の主な原因が、無理な道路の横断、交差点での一時不停止等であることを理解させ、これらの行動をとらないように指導する。また、交通事故が発生した場合の乗車用ヘルメットの被害軽減効果を理解させるとともに、自転車に乗車する場合は乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならないことを理解させ、乗車用ヘルメットを着用させるように指導する。

[(4)~(6) 略]

(3) 高齢者が安全に自転車を利用するために必要な事項

自転車乗用中の高齢者が当事者である交通事故の主な原因が、無理な道路の横断、交差点での一時不停止等であることを理解させ、これらの行動をとらないように指導する。また、交通事故が発生した場合の乗車用ヘルメットの被害軽減効果を理解させ、乗車用ヘルメットの着用を促すよう指導する。

[(4)~(6) 同左]

備考 表中の [ ] の記載は注記である。

## 附 則

この告示は、道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。